

平成21年柴田町議会第2回定例会会議録（第1号）

---

出席議員（18名）

1番	平間 奈緒美	君	2番	佐々木 裕子	君
3番	佐久間 光洋	君	4番	高橋 たい子	君
5番	安部 俊三	君	6番	佐々木 守	君
7番	広沢 真	君	8番	有賀 光子	君
9番	水戸 義裕	君	10番	森 淑子	君
11番	大坂 三男	君	12番	舟山 彰	君
13番	佐藤 輝雄	君	14番	星 吉郎	君
15番	加藤 克明	君	16番	大沼 惇義	君
17番	白内 恵美子	君	18番	我妻 弘国	君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口 茂	君
副町長	小泉 清一	君
会計管理者	小林 功	君
総務課長	村上 正広	君
企画財政課長	水戸 敏見	君
まちづくり推進課長	菅野 敏明	君
税務課長	永井 裕	君
町民環境課長	吾妻 良信	君
健康福祉課長	大宮 正博	君
子ども家庭課長	笠松 洋二	君
地域産業振興課長併 農業委員会事務局長	加藤 嘉昭	君
都市建設課長	佐藤 輝夫	君

上下水道課長	大久保 政 一 君
槻木事務所長	高 橋 礼 子 君
危機管理監	佐 藤 富 男 君
地域再生対策監併 仙南土地開発公社 事務局 長	大 場 勝 郎 君
公共工事管理監	小 野 宏 一 君
税収納対策監	武 山 昭 彦 君
長寿社会対策監	平 間 忠 一 君

教育委員会部局

教 育 長	阿 部 次 男 君
教育総務課長	小 池 洋 一 君
生涯学習課長	丹 野 信 夫 君

---

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	松 崎 守
主 査	太 田 健 博

---

議 事 日 程 (第1号)

平成21年6月5日(金曜日) 午前10時 開 会

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸報告

(1) 議長報告

(2) 町政報告

(3) 報告第1号 専決処分の報告について  
(宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び  
宮城県市町村職員退職手当組合同約の変更について)

(4) 報告第2号 専決処分の報告について  
(宮城県市町村自治振興センターを組織する地方公共団体の数の減少につ  
いて)

(5) 報告第3号 専決処分の報告について  
(宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合を組織する地方公共団体の数  
の減少及び規約の変更について)

- (6) 報告第4号 専決処分の報告について  
(宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する  
地方公共団体の数の減少及び規約の変更について)
  - (7) 報告第5号 専決処分の報告について  
(宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方  
公共団体の数の減少及び規約の変更について)
  - (8) 報告第6号 平成20年度柴田町一般会計繰越明許費繰越計算書について
  - (9) 報告第7号 仙南土地開発公社の経営状況について
- 

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（我妻弘国君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立しました。

これより、平成21年柴田町議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（我妻弘国君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において7番広沢 真君、8番有賀光子さんを指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定

○議長（我妻弘国君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期については、議会運営委員会の協議の結果、本日から6月11日までの7日間、うち土曜、日曜を議案調査及び議員活動のため休会とし、実質5日間と意見が一致いたしました。よって、本定例会の会期は、本日から6月11日までとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月11日までと決定いたしました。

なお、会期中の日程については、あらかじめお手元に配付いたしました日程予定表により議事の進行を図りますので、ご了承願います。

次の日程に入る前に、副町長から職員紹介の申し出がありますので、これを許します。副町長。

○副町長（小泉清一君） 6月1日付で職員の人事異動を行いました。その中で、新たに議会に

出席させていただきます職員をご紹介します。と思います。

私の後方席になりますが、税収納対策監に任命いたしました武山昭彦でございます。

○税収納対策監（武山昭彦君） 武山です。よろしくお願いします。

○副町長（小泉清一君） 以上です。ありがとうございました。

---

### 日程第3 諸報告

○議長（我妻弘国君） 日程第3、諸報告を行います。

議長としての報告事項は、報告書としてお手元に配付いたしましたので、報告にかえさせていただきます。

町政報告については、町長からの通告がありますので、町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） きょうから第2回定例会が始まります。よろしくお願いいたします。

私の方から報告事項をさせていただきます。

まず、柴田町・村田町・大河原町合併協議会の休止について申し上げます。

4月27日、柴田町が柴田町・村田町・大河原町合併協議会から離脱することを申し入れ、5月8日の3町長協議では、合併協議会を廃止することで協議が整いました。その後、5月14日に第9回の合併協議会が開催され、委員には、「柴田町の離脱の申し入れ」や「合併協議会の廃止について」が報告されました。

5月25日、合併協議会廃止の手続のため、3町において臨時議会が開催され、「柴田町・村田町・大河原町合併協議会の廃止について」の議案が審議されました。採決の結果、柴田町及び大河原町は賛成多数で可決、村田町は賛成少数で否決されました。この結果から、合併協議会は廃止ではなく休止することになりました。

同日、この結果を受けて正副会長会議及び幹事会が開催されました。合併協議会の休止の日は平成21年5月31日とすること、休止の日をもって収支の仮精算、事務所の閉鎖、事務局の廃止、委員の委任や事務局職員の職務を解くことなどについて確認し、各町や委員には、この内容を文書で通知することに決まりました。

6月5日現在、合併協議会の休止に伴う3町一般町民からの非難または苦情は、法定協議会はゼロ、柴田町に対しては1件のみでございました。

なお、休止期間中において合併協議会に必要な事項が生じた場合は、3町の合併担当課を窓口として、その対応を行うことになりました。

以上、柴田町・村田町・大河原町合併協議会の休止についての報告といたします。

二つ目でございます。定額給付金及び子育て応援特別手当について申し上げます。

定額給付金及び子育て応援特別手当については国の生活対策における補助事業で、町では関係各課の職員から構成する「定額給付金・子育て応援特別手当対策チーム」を2月2日に設置して、準備を行ってまいりました。

定額給付金については、景気後退下での生活支援と地域の経済対策に資するものとして実施するもので、給付対象者は、基準日の平成21年2月1日において住民基本台帳に記録されている方または短期滞在者等を除く外国人登録原票に登録されている方であり、給付対象者の属する世帯主または外国人の給付対象者へ申請により支給されます。

給付額は、給付対象者1人につき1万2,000円ですが、65歳以上の方及び18歳以下の方については2万円です。

町における給付対象者は3万9,036人で、対象世帯数は1万4,623世帯、給付金の総額は5億8,764万8,000円の見込みとなっています。

対象となる全世帯には4月7日に申請書を郵送し、4月8日から郵送申請による受付を、4月21日から窓口申請による受付を開始いたしました。また、高齢者等の申請の便宜を図るため、4月21日、22日を集中窓口申請受付として、町内6会場で申請書の受付を行いました。

5月27日現在で1万3,529世帯の申請者受付を完了し、給付金額は5億6,435万2,000円になりました。申請書受付の進捗率は92%でございます。

次に、子育て応援特別手当については、厳しい経済情勢下、多子世帯の子育て負担に配慮した事業として実施されるもので、支給対象者は、基準日の平成21年2月1日において住民基本台帳に記録されている方または短期滞在者等を除く外国人登録原票に登録されている方で、かつ平成20年度において小学校就学前3学年に該当する子供であって、第2子以降の子供が対象となり、その世帯主に申請により支給されます。

支給額は、対象となる子供1人につき3万6,000円でございます。

町における支給対象者は530人で、対象世帯数は509世帯、支給金の総額は1,908万円の見込みとなっています。

対象となる全世帯には4月7日に申請書を郵送し、4月8日から窓口申請や郵送申請による受付を開始いたしました。

5月27日現在で、492世帯、512人の申請書の受付を完了し、支給金額は1,843万2,000円になり、申請書受付の進捗率は97%となっています。

定額給付金及び子育て応援特別手当につきましては、申請期限がことしの10月8日となっておりますが、今後とも早期支給に努めてまいりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

次に、冬季生活助成事業について申し上げます。

昨年の原油価格高騰による石油製品などの値上がりや景気後退が町民生活を圧迫し、深刻な影響が生じました。町では、臨時的かつ緊急的に「冬季生活助成事業」を実施し、冬季間の灯油や食料品などの購入費の一部助成として、助成対象世帯からの申請を受け、1世帯につき5,000円の柴田スタンプ会共通商品券を支給いたしました。

助成対象は、65歳以上のみの高齢者世帯、障害者世帯、母子・父子世帯で、かつ施設入所者がいない町民税非課税世帯と生活保護受給世帯としました。

申請受付の手続では、町から1月15日に、該当見込みの1,504世帯に申請案内を郵送し、受付は1月22日から2月27日までの約1カ月間行いました。

最終的には、1,301世帯に助成し、総助成額650万円5,000円となりました。

今後も町民生活の安全、安心、安定に努めてまいりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

次に、新型インフルエンザ対策について申し上げます。

今回、メキシコや米国などで発生が確認された新型インフルエンザの感染が世界的な広がりを見せ、世界保健機構は4月27日に緊急会合を開催し、新型インフルエンザの世界的大流行（パンデミック）の警戒水準を従来のフェーズ3からフェーズ4に引き上げました。しかしながら、世界への感染拡大はとまらず、2日後の29日には、パンデミックの1段階手前を示すフェーズ5に引き上げを行っております。

政府も、首相を本部長とする新型インフルエンザ対策本部を設置し、さまざまな対策を講じてきたところですが、ご承知のとおり、5月16日に神戸市の高校生が国内で初めての新型インフルエンザに感染していることが確認され、さらに17日には大阪府内でも新たに感染が確認されるなど、その後も国内での感染が拡大し、引き続き警戒が必要な状況となっております。

県においても、新型インフルエンザ対策本部を設置し、県民への情報提供を行うとともに、4月26日には県内の各保健所に新型インフルエンザ相談窓口を設置、30日には感染の疑いの有無を判断する発熱相談センターを設置しております。また、5月1日には発熱外来の設置などの医療体制を整備し、16日には、国内での感染が確認されたことに伴い、電話相談窓口

を24時間体制とするなどの対応を行っているところです。

町の対応としては、4月30日に庁議のメンバーによる新型インフルエンザ対策会議を開催し、今後の対応等についての確認を行い、5月1日には、町民への情報提供として、新型インフルエンザの発生及び対策に関するチラシの全戸配付を行っているところです。

また、国内での完成が確認されたことを受け、5月18日には町長本部長とする新型インフルエンザ対策本部を設置し、発生状況の把握及び今後の対応等についての協議を行っているところです。

現段階では県内での感染が確認されておりませんが、引き続き情報の収集に努め、町民に対して町ホームページやお知らせ版等で発生状況や感染予防などの情報を迅速かつ正確に提供するとともに、町内小・中学校、保育所等での感染防止対策など、国の新型インフルエンザ対策のための「基本的対処方針」及び県の「新型インフルエンザ対応行動計画」等に基づいた国及び県の対応方針に従って、国、県、隣接市町村、関係機関等との連携を密にしながら、対策本部を中心として各部署の連携強化を行い、新型インフルエンザの町民への感染等被害防止の対応に万全を期してまいりたいと考えております。

次に、柴田町商工会プレミアム商品券発行事業について申し上げます。

昨年秋から、世界的な金融危機をきっかけとし、全国的に急激な景気の落ち込みが続いている中、町と商工会が一体となり、個人消費を喚起し、町内事業所の活性化と町内商工業の振興を図るため、商工会プレミアム商品券発行事業を実施いたしました。

プレミアム商品券は、商工会会員で町内に本店を置く事業所194店舗で利用できるもので、販売金額1万円に対し額面1,000円の商品券1万2,000円分を1セットにしたもので、1万セット、総額1億2,000万円分を発行いたしました。1セット2,000円の割り増し分については、町が1,500万円、商工会が500万円、それぞれ負担いたしました。

4月25日から販売を開始し、4月25日、26日を重点販売日として位置づけ、船岡地区は商工会、槻木地区は槻木事務所で販売し、約6,000セット購入していただきました。その後は商工会で販売しておりましたが、5月8日で1万セットすべて完売し、購入した町民の皆さんを初め多くの方から喜ばれ、大好評でありました。これを契機に地域経済が活性化し、町民の皆様や商店街が少しでも元気になっていただければと願っております。

最後に、「しばた桜まつり」について申し上げます。

ことしの「しばた桜まつり」も、実行委員会を組織し、各関係者の協力をいただきながら、4月7日から19日までの13日間、船岡城址公園及び白石川堤等をメイン会場に開催いたしま

した。ことしの桜は、開花後高温が続き、満開までの期間が短く、期間中を通じての花見客は例年より少ない年になってしまいました。

期間中、三の丸広場では、太鼓演奏、バトン演技、チアダンス、よさこい等を、船岡駅前等では商工会による出店や「蔵元直送の新酒を飲む会」を、J R 東日本では夜桜列車の運行や列車の徐行運転等を、白石川では小中学生を対象に「白石川さくら回廊ボート体験会」など、さまざまなイベントを開催し、楽しんでいただきました。

環境整備として、歩道及び参道の舗装、手水舎の修繕や縦の木周辺や山頂西側の眺望をよくするために雑木林の枝打ちやヤマザクラ、コブシ、レンギョウ等の植栽等を行いました。

また、桜まつり会場の船岡城址公園及び白石川河川敷の清掃活動「おもてなしクリーン作戦」を、3月28日に町内の多くの企業、団体、関係機関等から協力をいただき、実施しております。桜まつり期間中には、第1行政区の区民や商工会女性部・青年部の方々の奉仕活動による清掃の協力もいただきました。

来年もきれいな桜が開花し、全国有数の観光地として成長できるよう、順次、景観形成や施設整備に努めてまいります。

以上、報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑に当たっては、一般質問に触れないようお願いいたします。

なお、新型インフルエンザ関係については、今定例会で一般質問がありますので、きょうは行いません。

それでは、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

次に、関連がありますので、報告第1号から報告第5号までを一括して専決処分の報告を求めます。町長の登壇を許します。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第1号から報告第5号までの専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分は、市町村合併に伴うものであり、宮城県市町村職員退職手当組合、宮城県市町村自治振興センター、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会及び同審査会を組織または共同設置する地方公共団体数の

減少及び規約の変更についての内容であります。

報告第1号については宮城県市町村職員退職手当組合に係るもので、気仙沼市への編入合併により本年8月31日をもって「本吉町」が廃止され、気仙沼市と本吉町で構成する「気仙沼地方衛生処理組合」が解散することに伴い、構成団体の数の減少とそれに伴う組合規約の変更を行うものです。また、地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、議員の報酬の名称を「議員報酬」に改める規約変更もあわせて行うものでございます。

報告第2号は宮城県市町村自治振興センターに係るもので、「本吉町」が脱退し、構成団体を減少するというものです。

報告第3号は宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合に係るもので、「本吉町」の脱退とそれに伴う組合規約の変更及び議員の報酬の名称を「議員報酬」に改める組合規約の変更です。

報告第4号及び第5号については、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会及び同審査会に係るもので、「本吉町」及び「気仙沼地方衛生処理組合」の脱退とそれに伴う設置規約の変更でございます。

以上、5件の内容について、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第3項の規定により専決処分したので報告するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） それでは、詳細説明をさせていただきたいと思っております。

町長が報告理由で申し上げましたとおり、報告第1号から報告第5号まで、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、町長の専決処分指定事項第3項の規定により専決処分いたしましたので、ここにご報告するものでございます。

報告第1号の宮城県市町村職員退職手当組合でございますが、仙台市を除く12市23町村19一部事務組合、合計で54団体で構成するものでございます。市町村等の職員の退職手当に関する業務を行う組織でございますので、よろしく申し上げます。

それでは、組合規約の改正点をご説明させていただきたいと思っておりますので、報告書の5ページをお願いしたいと思います。

宮城県市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約。

宮城県市町村職員退職手当組合規約の一部を次のように変更する。

第8条でございます。第8条中「報酬」を「議員報酬」に改める。これにつきましては、柴

田町議会におきましてもこれまで「議員の報酬」という形で呼んでおりましたが、議員につきましては公職選挙法で選ばれたということから通常の報酬とはまた違うだろうという観点から、「議員報酬」というふうに柴田町でも改めてございます。同じく、当組合でも規約を変更するというところでございます。

それから、第14条第7号を次のように改めるというところでございます。第7号でございますが、「旧市町村の合併の特例に関する法律、附則第2条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条の6第1項に規定する地域自治区の区長」、ここまででございますが、ご案内のとおり、気仙沼市と最初に唐桑が新設合併をしております。これは旧法、旧市町村の合併の特例に関する法律に基づいて合併してございます。その時点で、唐桑町を唐桑地区ということで、その地域自治区を設定してございます。その地域自治区に区長を置いております。この区長は特別職であるために、今回の退職手当組合の規約の中に入れ込むというところでございます。

「及び」からまたお話ししますが、「及び市町村の合併の特例に関する法律第24条第1項に規定する地域自治区の区長」、これにつきましては、今回の本吉町との、これは編入合併を行います。大臣許可がおりていますから9月1日から間違いなく編入合併となりますが、そちらの方も本吉地区に地域自治区の区長を置くようになります。そういったことから、両方、唐桑地区それから本吉地区に地域自治区を設置して、そこにおのおの区長を置く、その区長が特別職であるために、当退職手当組合の規約の中に入れ込むというところでございます。

それで、先ほどお話ししましたように、前段は旧市町村の合併特例法、後段は今回の合併特例法に基づくものでありますということで第7号を入れ込むというところでご理解願いたいと思います。

別表第1中「、本吉町」及び「、気仙沼地方衛生処理組合」を削るというところでございます。気仙沼地方衛生処理組合は1市1町、いわゆる気仙沼市と本吉町で構成してございましたので、これは一本化になりますので、これを廃止して、気仙沼市で対応することになりますので、これを削るということにご理解願いたいと思います。

別表第2第8区の項中「、本吉町」を削るというところでございます。

附則でございますが、この規約は平成21年9月1日から施行する。本吉町及び気仙沼地方衛生処理組合が平成21年8月31日までに宮城県市町村職員退職手当組合に納付した負担金がございますが、負担金については宮城県市町村職員退職手当組合負担金条例第6条第2項の規

定により気仙沼市が承継するということでございます。

続きまして、第2号でございますが、第2号の宮城県市町村自治振興センターでございますが、これにつきましては、仙台市を除く12市23町村、計35市町村で構成する団体でございます。市町村職員の資質の向上と能力開発を図るための研修機関ということでございます。

それでは、これにつきましては報告書の9ページをお願いしたいと思います。

宮城県市町村自治振興センターの規約では、構成市町村を宮城県内の全市町村というふうにしてございます。ほかのところは柴田町とか村田町とか大河原町というように名前を連記しているんですが、ここの規約では、今お話ししましたように、構成市町村を宮城県内の全市町村としてございますために、規約の変更ではなく、本吉町が脱退することによって地方公共団体の数の減少をもって処理することになってございますので、前段とは違う専決処分書という形になってございますので、よろしく申し上げます。

宮城県市町村自治振興センターを組織する地方公共団体の数の減少について、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第3項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決日は、平成21年5月26日。町長名でございます。

宮城県市町村自治振興センターを組織する地方公共団体の数の減少について。

地方自治法第286条第1項の規定により、平成21年8月31日をもって、宮城県市町村自治振興センターから本吉町を脱退させるというものでございます。

続きまして、3号でございます。報告第3号の宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合は、これは仙台市、石巻市、塩竈市を除く10市でございます。それから23町村ということで、33団体で構成するものでございます。消防団員の公務災害、退職、それから報償等に関する業務を行うものでございます。

これにつきましては、15ページになりますので、15ページをお願いしたいと思います。

宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組規約の一部を変更する規約ということでございます。

宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組規約の一部を次のように変更する。

第5条第2項、表、市町村の欄中「、本吉町」を削るということでございます。

第10条中「報酬」を「議員報酬」に改める。

別表中「、本吉町」を削るということでございます。

附則といたしまして、この規約は平成21年4月1日から施行するということでございます。

次に、第4号でございます。

4号の宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会でございますが、これも同じように、仙台市、石巻市、塩竈市を除く10市それから23町村、それに一部事務組合等20があります。前段では一部事務組合は19と申し上げましたが、ここでは20ということで一つふえています。これは後期高齢者の広域連合を含めてでございます。広域連合の職員については、職員分については柴田町から派遣している、ほかの町村から全部派遣してございますので、プロパーはいないわけですが、ただ非常勤は採用しますので、その非常勤分については1団体ふえまして20という形でご理解願いたいと思います。

それでは、4号でございます。21ページになります。

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の一部を変更する規約ということでございます。

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の一部を次のように変更する。

別表第1中「・本吉町」及び「・気仙沼地方衛生処理組合」を削るということになります。

附則でございますが、この規約は平成21年9月1日から施行するということになってございます。

次に、最後でございますが、第5号でございます。

報告第5号の宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会でございますが、これは報告第4号と同じ構成団体でございます。公務災害補償の審査を行う組織でございます。

これにつきましては、27ページになります。

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の一部を変更する規約。

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の一部を次のように変更する。

別表第1中「・本吉町」及び「・気仙沼地方衛生処理組合」を削るということです。

附則でございますが、この規約は平成21年9月1日から施行するということでございます。

以上、いずれも平成21年5月26日に専決いたしましたので、本日付、町長名でご報告させていただくものでございます。どうぞよろしく願います。

○議長（我妻弘国君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1回であります。案件を示して行ってください。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑ないようでございますので、報告第1号から報告第5号までの専決処分の報告を終結いたします。

報告第6号平成20年度柴田町一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告を求めます。町長の登壇を許します。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第6号平成20年度柴田町一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告理由を申し上げます。

さきの第1回定例会において、平成20年度柴田町一般会計予算のうち、「船岡西ポンプ設置事業」「まちづくり交付金整備事業」及び国の平成20年度第2次補正予算に伴い12件の地域経済対策事業について、平成21年度への繰越事業として議決いただいております。

今回、繰越明許費の繰越計算書を地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（水戸敏見君） それでは、詳細説明をいたします。

町長がただいま報告理由で申し上げましたが、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、今回報告するものであります。

31ページをお開きください。

平成20年度事業のうち繰越明許費につきましては、平成20年第1回定例会におきまして議決をいただいております。内容につきましては、表に示しております14事業で、21年度に繰り越した繰越明許費の総額は7億3,204万2,000円です。船岡西ポンプ設置事業とまちづくり交付金整備事業を除く各事業は、国の20年度第2次補正予算に伴う交付金、補助金、緊急対策事業を財源とする事業になっております。町政報告で進捗状況を説明いたしました定額給付金事業、子育て応援事業を除く12事業は、工事を伴う事業になっております。

これらの工事の現在の進捗状況を申し上げます。

四日市場地区治山排水路改修事業、排水路安全対策事業、児童遊園遊具改修事業、駅自由通路補修事業、この4事業が現在、設計、発注、準備段階となっておりますが、その他8事業については、一部発注を含みますが、着工となっております。

以上です。

○議長（我妻弘国君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1回であります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑ないようなので、以上で報告第6号平成20年度柴田町一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告を終結いたします。

報告第7号仙南土地開発公社の経営状況についての報告を求めます。町長の登壇を許します。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第7号仙南土地開発公社の経営状況についての報告理由を申し上げます。

仙南7町で組織しております仙南土地開発公社の経営状況について、仙南土地開発公社理事会におきまして、平成21年度事業計画及び予算については去る3月24日に、また平成20年度決算につきましては去る5月13日にそれぞれ議決いたしておりますので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

詳細につきましては、仙南土地開発公社の事務局長が説明いたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。仙南土地開発公社事務局長。

○仙南土地開発公社事務局長（大場勝郎君） それでは、報告第7号仙南土地開発公社の経営状況についての詳細説明をいたします。

初めに、仙南土地開発公社の概要について簡単に申し上げます。

仙南土地開発公社は、昭和48年5月16日に設立され、設立団体は仙南の7町となっています。事務所は柴田町に置きまして、理事長は現在丸森町の渡辺町長がなっております。公社の事業は、公共用地等の土地取得等から処分までの事業となっています。

それでは、公社の経営状況について、初めに平成20年度の決算についてのご説明を申し上げます。

決算報告書の1ページをお開きください。

事業報告書。

#### 1、概要。

(1) 総括。本年度は設立団体から事業計画の提出がなく、新たな土地取得はありませんでしたので、過年度事業の償還を行いました。

(2) 経理ですが、収益的収入は4,378万2,579円で、収益的支出は4,730万6,147円となりま

した。差し引き352万3,568円の欠損金となりましたが、欠損金は前年度からの繰越未処分利益剰余金で補てんいたしました。資本的収入は、土地取得がなく、ゼロ円。資本的支出は4,110万2,262円となりました。差し引き不足額4,110万2,262円は、当該年度損益勘定留保資金で補てんいたしました。

2、業務については、土地取得事業はありませんでした。

2ページをお開きください。

3、借入金は、公社の借入金の状況を説明するものです。表の合計欄で説明いたします。前年度末現在の借入金は1億7,679万4,262円、当該年度借入金はゼロ円。当該年度の償還金が4,110万2,262円ですので、20年度末現在高は1億3,569万2,000円となりました。

4は、事業資産明細書です。経理上、借入金の未償還元利分を公社の所有資産として計上しておりますので、ただいまご説明いたしました「3、借入金」の金額が資産の明細となっております。

5、有形固定資産は、自動車1台で、残存価格の10%となっております。

3ページをお開きいただきたいと思います。

平成20年度仙南土地開発公社決算書。

収益的収入及び支出です。

決算額でご説明いたします。

初めに収入ですが、款1事業収益、4,378万2,579円。項1業務収益、4,361万3,000円。内訳は、土地売却収入です。業務外収益は、16万9,579円。内訳は、預金利子です。

次に支出ですが、款1事業費用、4,730万6,147円。項1業務費用、4,479万5,409円。内訳は、土地売却原価と管理費の合計額です。項2業務外費用、251万738円は支払い利息です。項3予備費、執行はありませんでした。

なお、収入額が支出額に対して不足する額352万3,568円は、繰越未処分利益剰余金で補てんいたしました。

4ページをお開きいただきたいと思います。

資本的収入及び支出です。

決算額でご説明いたします。

収入、款1資本的収入、項1借入金、20年度の初期借入金はゼロ円です。

支出、款1資本的支出4,110万2,262円、項1建設改良費、20年度は土地取得がなかったためゼロ円です。項2借入償還金4,110万2,262円、柴田町、村田町からの償還元金です。

なお、収入額が支出額に対して不足する額4,110万2,262円は、当年度損益勘定留保資金で補てんいたしました。

続いて、5ページになりますが、5ページは財産目録です。

6ページは、損益計算書です。

7ページは貸借対照表ですが、20年度末における公社の流動資産、現金預金額は、3,986万7,684円となっています。保管先は七十七銀行、内訳は、普通預金186万7,684円、定期預金3,800万円となっています。

8ページをお開きください。

剰余金計算書です。1、繰越未処分利益剰余金456万円は、前年度末での未処分利益剰余金額です。2、当該年度欠損金352万3,568円は、収益的収支の不足額です。3、当該年度の未処分利益剰余金処分額352万3,568円は、欠損金を補てんするものです。結果といたしまして、4、次年度繰越未処分利益剰余金103万6,432円は、平成21年度へ繰り越しされる剰余金額となります。

続いて、11ページ、12ページですが、このページは公社の監事による監査意見書です。

以上で平成20年度の決算の説明とさせていただきます。

続きまして、平成21年度の事業計画と予算についてご説明申し上げます。

別冊の「平成21年度仙南土地開発公社事業計画」をごらんください。

1ページをお開きください。

平成21年度事業計画ですが、現在のところ、公社を構成しています仙南の7町の事業予定がないことから、空欄となっております。

4ページをお開きください。

平成21年度仙南土地開発公社予算です。

第1条、総則です。

第2条、収益的収入及び支出の予定額は、収入2,948万円、支出3,409万7,000円と定めています。収益的収支の不足額461万7,000円は、前年度からの繰越未処分利益剰余金で補てんいたします。

第3条は、資本的収入及び支出ですが、現在のところ事業計画がありませんので、収入の借入金はゼロ円となっております。支出、2,749万4,000円。借入金償還は、当該年度損益勘定留保資金、土地売却原価で補てんいたします。

続きまして、6ページから10ページまでとなりますが、このページは平成21年度の実施計画

書及びその明細書となっております。先ほど4ページでご説明申し上げました第2条の収益的収入及び支出と第3条の資本的収入及び支出の予定額となっております。

次に、11ページから13ページまでです。11ページは、平成21年度の資金計画書です。12ページは、平成20年度の予定損益計算書です。13ページは、平成20年度及び21年度の予定貸借対照表です。

以上で報告第7号仙南土地開発公社の経営状況の詳細説明といたしまして、決算報告書、事業計画書の説明をいたしました。よろしくお願ひいたします。

○議長（我妻弘国君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1回であります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑ないようなので、報告第7号仙南土地開発公社の経営状況についての報告を終結いたします。

これで本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日6日と7日は休会とし、8日午前10時から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時52分 散 会

---

上記会議の経過は、事務局長松崎 守が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成21年6月5日

議 長

署名議員 番

署名議員 番